

## 【Q 送迎中に発生した自動車事故】

**Q 利用者を送迎中に職員の運転ミスで自損事故を起こし、施設の車輛を損傷しました。この場合、施設が車輛の修理費を職員に対して損害賠償を求めることは可能ですか。**

**A** 業務中に職員が自分の過失により施設に損害を与えた場合、職員は施設に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負うこととなります。

これは、施設と職員との間の雇用契約において、当事者双方は相手方の利益に配慮し、誠実に行動する義務を負っているため、職員が自分のミスで施設に損害を与えた場合は、施設は、債務不履行責任を理由として職員に損害賠償を請求できるという理由によるものです。

しかし、過去の裁判例によると次のような理由に基づいて、信義則の原則より職員に対する損害賠償求償権を制限し、その責任を軽減する措置がとられています。

- ① 施設が車の運転など事故を起こし易い業務に従事させて利益を享受しているにもかかわらず、生じた損害を全て職員に負担させることは不公平である。
- ② 職員は、使用者の指揮命令に従う義務を負っているため、その業務が損害を生じ易い状況にあっても、それを回避できる立場にない。

このような観点から、本件のような事例においても、職員に対して車輛の修理費全額を職員に賠償を求めるのではなく、施設側と職員が施設に生じた損害を公平に負担するという措置が妥当であると考えられます。

上述の信義則の原則は、例えば、職員が業務中に自動車事故をおこして第三者に損害を与えた場合に、施設が使用者として第三者に対する損害賠償責任を果たした後に、施設が当該職員に対して損害の分担を求める（求償権の行使）際にも、施設の職員に対する求償権を制限する原理として働くこととなります。

なお、施設に就業規則がある場合には、当該就業規則において職員の損害賠償義務を職員に故意又は重大な過失があるときに限定していることも多いと思われます。そのような就業規則の定めがある場合、本件のような事例では、職員のミスが重大な過失に該当しない限り、施設は損害賠償請求をなし得ないこととなりますので注意が必要です。

また、発生した事故の状況を迅速、的確に把握するとともに、過失の有無やその軽重について適正に審査するために施設内に「審査会」等の機関を設置されることが有用であると考えられます。